

紀の川市民公園施設指定管理業務仕様書

資料編（別冊 保守管理資料編）



令和8年7月

紀の川市教育委員会

紀の川市民公園指定管理業務

指定管理者は、関係法律及び関係法令、条例・規則を遵守し、施設使用者が快適に使用できる環境を提供するために、常に施設を良好な状態に維持し、施設本来の機能を十分に発揮できるように業務を実施すること。

(遵守事項)

- (1) 指定管理者は、異常事態その他の事由により臨時に改善が必要になったときは、その旨を市に報告し、速やかに復旧に当たること。
- (2) 使用する機材等以外のものを施設内に搬入しないこと。
- (3) 火災、爆発等の危険性のある作業を行う場合は、事前に市に報告すること。
- (4) 機器の点検及び修繕等により、紀の川市の物件に損害を与えた場合は原状に復さなければならない。
- (5) 業務中の事故について、市はその責を負わないものとする。
- (6) 業務作業終了時については、速やかに市に報告すること。
- (7) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じ指定管理者と市との協議の上、決定すること。

(補足事項)

本冊子に添付している仕様書は、指定管理業者導入以前の内容に基づくものであるため、実施に当たっては、現行の施設状況に即して対応してください。

目次

1	紀の川市民体育館清掃業務仕様書	1～4
2	紀の川市民体育館機械備業務仕様書	5～7
3	紀の川市民体育館自家用電気工作物保安管理業務仕様書	8～9
4	紀の川市民体育館冷温水発生機保守点検業務仕様書	10～12
5	紀の川市民体育館冷凍機・空調機保守点検業務仕様書	13～14
6	紀の川市民体育館ポンプ巡回点検業務仕様書	15～17
7	紀の川市民体育館昇降機保守点検業務仕様書	18
8	紀の川市民体育館消防設備点検業務仕様書	19～20
9	紀の川市民体育館建築設備定期検査業務仕様書	21
10	紀の川市民体育館防火設備定期検査業務仕様書	22
11	紀の川市民体育館中央監視自動制御機点検業務仕様書	23～28
12	紀の川市民体育館照明制御盤保守点検業務仕様書	29
13	紀の川市民体育館舞台照明設備保守点検業務仕様書	30～31
14	紀の川市民体育館舞台音響設備保守点検業務仕様書	32～35
15	紀の川市民体育館表示吊物設備保守点検業務仕様書	36～37
16	紀の川市民公園植栽管理業務仕様書	38～39
17	紀の川市民体育館貯水槽清掃業務仕様書	40～41
18	紀の川市民体育館環境衛生調査業務仕様書	42～43
19	紀の川市民体育館雨水利用設備保守点検業務仕様書	44
20	紀の川市民体育館複写機保守に係る仕様書	45
21	紀の川市民体育館受付管理業務仕様書	46～49
22	紀の川市民公園（多目的広場周辺）管理業務	50
23	紀の川市都市公園遊具保守点検業務仕様書	51
24	紀の川市民公園（管理棟・テニスコート・デントボール場）管理業務	52～53
25	紀の川市民公園プールろ過装置保守点検業務仕様書	54
26	紀の川市民公園プール監視業務仕様書	55～58
27	紀の川市民公園テニスコート自家用電気工作物保安管理業務仕様書	59～60
28	紀の川市民公園管理棟清掃業務仕様書	61～62
29	紀の川市民公園管理棟機械備業務仕様書	63～65
30	紀の川市民公園管理棟自家用気工作物保安管理業務仕様書	66～67
31	紀の川市民公園管理棟冷凍機・空調機保守点検業務仕様書	68～69
32	紀の川市民公園管理棟消防設備点検業務仕様書	70

紀の川市民体育館清掃業務仕様書

I、業務概要

1、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)
使用施設	メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、会議室、放送室、更衣室、ランニングコース等

2、業務実施の基本方針

市民にやさしく、分かりやすく、利用しやすいような管理とすること

3、委託契約期間

~~本業務委託の対象期間は、以下の期間とする。~~

~~自:令和2年4月1日 ～ 至:令和3年3月31日~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応すること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、委託の取り扱い

受託者は、やむを得ず第三者に業務の一部を委託する場合の取り扱いは以下のとおりとする。なお、業務を一括して委託すること及び再委託については禁止とする。

- (1) 受託者は、あらかじめ、委託業務並びに委託理由を「委託に関する承認申請書」により、市の承認を受けること。業務の委託先は市の承認を受けた後に選定又は特定することとする。
- (2) 市は申請書に記載された委託業務を確認し、決定後、「委託に関する(不)承認通知書」により受託者にその結果を通知する。
- (3) 受託者は、第三者との業務委託契約締結後、業務委託契約書(仕様書を含む)の写しを市に提出すること。

6、業務従事者

- (1) 業務従事者の指導・教育・健康管理については、受託者において責任をもってこれに当たり、不都合のある場合は、市の指示により交代等の処置をとること。
- (2) 受託者は、業務従事者にあらかじめ市の承認を得た業務に応じた作業服、名札を受託者の負担において着用させること。
- (3) 受託者、業務従事者が病気その他の理由により欠勤等のため、業務に支障をきたすおそれのある場合は、ただちに市と協議の上、補充者をあてる等、万全の措置を講じること。
- (4) 勤務心得として、業務従事者は次の各項を遵守するものとする。
 - ア、業務従事者は、故意に責任を回避しないこと。
 - イ、業務従事者は、勤務中に雑談や娯楽にふけるなどして勤務を怠ることのないようにすること。
 - ウ、業務従事者は、勤務中に飲酒又は酒気を帯びて勤務をしないこと。
 - エ、業務従事者は、職務に関係のない書類をみだりに閲覧し、又は複写をしないこと。
 - オ、業務従事者は、職務上知り得た秘密はいつさい漏らさないこと。

II、日常清掃業務仕様

1、業務内容

- (1) 清掃範囲 体育館内(事務室、機械室、倉庫、器具庫を除く共用部分全体)及び屋外駐車場、駐輪場、通路、屋外トイレ(別紙配置図参照)
トイレ便器数:57基
トイレ手洗い器数:28基
ゴミ箱个数:10個(男女及び多目的トイレに各1個ずつ)
- (2) 作業時間 8時30分～15時00分の間に実施
ただし、指定の清掃作業を完了させれば、上記時間の現場常駐は不要
- (3) 清掃内容 掃き・拭き、ゴミ処理、金属部分の清掃、壁面及びガラス面低所の清掃、手摺の清掃、衛生器具清掃、汚物処理、鏡・化粧台の清掃、手洗い石鹼補充、トイレトーパー補充、アリーナ清掃用モップの清掃
- (4) 清掃頻度 トイレについては、1日1回清掃するものとし、その他の部分については、2週間に1回以上の頻度で清掃を行うこと。
清掃頻度・内容を把握できるよう、清掃業務日誌を作成し、毎月末に提出すること。

※本仕様書に記載のない事項についても、建物管理上当然に必要と認められる部分については、業務範囲に含むものとする。

※大会・イベント等開催時は、利用の妨げとならないよう、清掃箇所及び清掃時間を調整すること。

2、業務を行わない日

- (1) 毎週月曜日(ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、その日以降の直近の平日)
- (2) 年末年始(12月29日～翌年1月3日)

3、業務に関連する賠償責任保険

必要な業務請負賠償責任保険に加入すること。

4、経費の負担

業務の実施に必要な清掃用具、洗剤等の費用については、すべて受託者の負担とする。ただし、用具等の選定に当たっては、施設設備や周辺環境への害が無いよう配慮すること。また、手洗い石鹸・トイレトーパー・ゴミ袋等の消耗品は市が支給し、業務に係る光熱水費は市の負担とする。

5、個人情報保護

個人情報の取り扱いに当たっては、紀の川市個人情報の保護に関する条例その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。また、受託者は個人情報の教育を行い従事者へ個人情報の適正な取り扱いを周知しなければならない。

6、駐車場使用料

業務場所へ車で通勤する場合、駐車場使用料として月額2,200円(税込)の納付が必要となります。

7、その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市、受託者間において協議して定めるものとする。

Ⅲ、定期清掃業務仕様

1. 清掃範囲

番号	施設	面積(m ²)
1	1階 玄関ホール(Pタイル)	416
2	2階 フロア(Pタイル)	351

別紙「定期清掃位置図」参照

2. 業務期間及び実施日

委託契約期間の休館日に実施することとし、あらかじめ施設管理担当者と協議の上、実施日を決定すること。

3. 業務内容

床面の洗浄及びワックス塗布

4. 使用資機材

- (1) 清掃に使用する資機材及び清掃洗剤等は、受注者の負担とし使用する資機材はあらかじめ施設管理担当者の承諾を受けるものとする。
- (2) 清掃作業に必要な施設の電気・水道等に係る費用は発注者の負担とするが、使用に当たっては必要最小限にとどめ、節約に努めること。
- (3) 清掃に使用した資機材は、当該業務完了後速やかに持ち帰ること。

5. 清掃業務の報告及び確認

受注者は清掃業務完了後に、作業状況を報告書に記載し、報告書を施設管理担当者に提出し、業務完了の承認を受けなければならない。

6. 注意事項

- (1) 業務上知り得たことについては、絶対に他に漏らさないものとする。
- (2) 清掃の実施に当たっては、必要以外の場所に立ち入り、またみだりに器具機器や書類等に手を触れる等必要以外の行為はしないものとする。
- (3) 作業の開始・終了時には、その旨を清掃部署に報告し、施錠、消灯等の必要な場所については確認をするものとする。
- (4) 現場責任者は、作業指導及び作業中における事故及び建物備品等の損傷防止等に注意させなければならない。
- (5) 作業終了後、作業に不十分な点があるときは、施設管理担当者の指示に従い、完全な清掃を行うものとする。

7. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市、受託者間において協議して定めるものとする。

紀の川市民体育館機械警備業務委託仕様書

I、業務概要

1、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

2、業務の目的

警備対象物件における火災、盗難等を防止するとともに、違法・不当な行為を排除し、建物及び収容物品の安全確保を目的とする。

3、委託契約期間

本業務委託の対象期間は、以下の期間とする。

自:令和2年4月1日～至:令和3年3月31日

ただし、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。(契約書にも明記すること。)

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応すること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、再委託の取り扱い

受託者は、やむを得ず第三者に業務の一部を委託する場合の取り扱いは以下のとおりとする。なお、業務を一括して委託することについては禁止とする。

- (1) 受託者は、あらかじめ、委託業務並びに委託理由を「委託に関する承認申請書」により、市の承認を受けること。業務の委託先は市の承認を受けた後に選定又は特定することとする。
- (2) 市は申請書に記載された委託業務を確認し、決定後、「委託に関する(不)承認通知書」により受託者にその結果を通知する。
- (3) 受託者は、第三者との業務委託契約締結後、業務委託契約書(仕様書を含む)の写しを市に提出すること。

Ⅱ、業務仕様

1、業務の概要

(1) 業務内容

- ア 火災・盗難等の異常事態の感知
- イ 異常等の覚知時における現地確認及び関係先への連絡・通報
- ウ 警備実施事項の報告

(2) 警備方法

機械警備によるものとする。

(3) 警備時間

施設が無人の状態となり、警備機械の作動を開始した時から作動解除までとする。

2、警備機械

(1) 警備機械の機能

警備業務用機械装置の機能は次に掲げるものとする。

- ア 施設のドア、ガラス等を破損及び開閉して侵入する者を感知する機能
- イ 火災の発生を検知する機能
- ウ 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- エ 非接触キー等により警備の開始、解除の操作を行う機能
- オ 基地局に異常等の信号を送信する機能
- カ 一般公衆回線の断線を監視する機能又は定時通報にて断線を確認できる機能

(2) 警備機械の設置

- ア 警備対象は、建物全体とする。
※別紙図面参照
- イ 警備機械の初期設置及び業務期間終了後における撤去・原状復旧の費用については、受託者の負担とする。
- ウ 警備機械の設置に当たっては、機器の種類、数量及び配置場所を明記した図面を提出すること。
- エ 受託者は、警備機械の保守点検を適宜実施し、機能を正常に維持すること。
- オ 施設の電話回線を使用する場合の通信費用は市が負担する。なお、受託者の都合により専用回線を設置する場合、設置費用は受託者が負担することとし、通信にかかる費用については市が負担するものとする。なお、設置については、市・受託者協議の上、施工するものとする。

3、異常発生時の対応

- ア 盗難等の事故の発生その他異常を感知した場合は、警備員が施設に急行し、施設の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じて警察署、消防

署及び緊急連絡者への通報、連絡、報告を行い、事故発生時における警備対象施設の秩序保持に努める。

イ 警備装置が常に正常な機能を保持するよう管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに緊急連絡者に通報するものとする。

ウ 警備装置の発報時にあつては、30分を限度とし、現場に急行すること。

4、その他

ア 警備業務の円滑な遂行を期するために必要な細部事項については、両者協議の上別に定める。

イ 受託者の管下職員が業務遂行中に被った損害は、それが市の責めに帰す場合を除き、市は一切の責任を負わない。

ウ この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、紀の川市（以下「甲」という。）が設置する電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項（平成15年7月1日改正「経済産業省令第80号」）の規定により「保安管理業務」を委託するに当たり、受託者（以下「乙」という。）が実施すべき必要事項を定める。

2. 業務名

紀の川市民体育館自家用電気工作物保安管理業務

3. 委託場所

事業所の名称：紀の川市民体育館

事業所の所在地：紀の川市花野604番地2

~~4. 委託期間~~

~~委託期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。~~

5. 対象設備

(1) 需要設備

ア. 設備容量	1, 125	kVA
イ. 最大電力	555	kW
ウ. 受電電圧	6, 600	V

(2) 非常用予備発電装置

ア. 発電機定格出力	220	kW
イ. 発電機定格電圧	220	V
ウ. 原動機の種類	ディーゼル	

6. 乙の資格及び職務誠実義務

乙は、電気事業法施行規則第52条の2項に定める要件に適合すると共に、保安管理業務を誠実に行わなければならない。

7. 保安管理業務内容

甲の保安規程に基づき実施する乙の保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に、経済産業省令で定める電気設備技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行うこと。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検及び試験の実施。
- (2) 電気工作物の維持及び運用を適正に行うための定期的点検、測定及び試験の実施。
なお、点検の種類及び回数は、別表（巡視・点検・測定試験基準）のとおりとする。
- (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のため、とるべき措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検の実施。
なお、事故発生時の出勤は休日、夜間に拘わらず行うものとし、これに伴う費用は乙の負担とする。
- (4) 乙は甲の低圧電路の絶縁状態を常時監視するために常時監視装置を、乙の全額費用負担で設置し、警報発生時は24時間体制で対応し必要な措置を行う。ただし、常時監視装置を設置するために、大幅な設備変更を必要とする事業所は除く。
- (5) 従業員（職員）に対する電気保安に関する安全教育を必要に応じて行うこと。
- (6) 法令に定める官庁検査の立会い。

8. 受電設備保証保険

乙は、落雷、洪水、河川の氾濫など突発的な電気機器損壊事故に対し、受電設備保証保険制度に乙の負担において加入するものとする。なお、受電設備保証保険の対象機器は電力会社との責任分界点から受変電設備の低圧開閉器 2 次側側端子までの機器とする。

9. 立ち入り場所

電気使用場所の設備について、甲の企業機密、衛生管理、環境保全、業務上の都合その他の理由で乙がその場所に立ち入りできない場合の外観点検は、甲が乙より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を乙に通知するものとする。なお、その点検結果について乙が点検を行う必要があると認めるときは、甲は乙の立ち入りについて措置するものとする。

10. 損害賠償

乙は、保安管理業務を履行するに当たり、乙の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負うものとする。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りでない。

11. 大規模災害時の体制

乙は、大規模災害時等複数施設の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安管理業務を履行するために、適切な措置をとることができるよう体制をあらかじめ整備しておくこと。

12. 再委託の禁止

乙は、受託した保安管理業務を他に委託又は請負わせてはならない。

13. 資料の提出

乙は、この仕様書に記載されている各項目を遵守するために、事前に次に掲げる各資料を提出するものとする。

(1) 個人事業者

- ア. 資格証明書（電気主任技術者免状の写し）及び実務経歴証明書
- イ. 受託している事業場の需要設備、発電所容量並びに換算係数を乗じて得た値の一覧
- ウ. 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関
- エ. 緊急時の連絡方法及び連絡先
- オ. 受電設備保証制度の資料

(2) 法人

- ア. 電気事業法施行規則第 52 条の二第 2 号ニに規定される法人のマネジメントシステム
- イ. 保安管理業務を担当する事業所の保安管理業務に従事する者（以下「保安業務担当者」という。）の保安業務担当者別の受託軒数並びに換算係数を乗じて得た値の合計値一覧
- ウ. 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関
- エ. 緊急時の連絡方法及び連絡先
- オ. 受電設備保証保険制度の資料

14. その他

この仕様書に定めのない事項に関しては、甲乙協議の上決定する。

紀の川市民体育館冷温水発生機保守点検業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館冷温水発生機保守点検業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

3、委託契約期間

~~令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、業務内容

- ・別紙点検項目一覧のとおり冷温水発生機の保守点検を実施する。
- ・設備に故障等不具合が発生した場合は、直ちに点検及び応急処置を実施するものとする。
- ・点検実施期日は発注者と協議の上決定するものとする。
- ・設備の仕様は別添図面のとおり。

点検項目一覧

1. 本体点検整備

(1) 外観点検

損傷、発錆等の有無確認

(2) 高温再生器煙室点検

覗き窓ガラス点検

(3) 電気整備

制御盤内清掃

端子緩み有無確認

絶縁抵抗値測定

サーマルリレー設定値確認

制御盤設定項目確認

センサ(温度・圧力)の表示地確認

バックアップバッテリー点検

(4) 保安装置類点検

圧カスイッチ・サーモスタット設定値確認

減断水スイッチの実作動値確認

火炎検出器点検

(5) 運転モード切替

運転モード切替

冷暖切替弁を運転モード位置に切替

(6) 冷却塔ユニット点検

冷却塔内部・外部損傷の有無確認

補機ポンプ軸封部点検

凍結防止ヒータの電源ブレーカ確認

水抜き(補給水配管含む)実施

ファンベルト点検

ボールタップ点検

充填材点検

(7) 報告書作成

2. 暖房切替試運転前点検

(1) 溶液調整

分析試験結果により溶液調整

能力増進剤注入(必要に応じ)

(2) 運転モード確認

運転モード確認

制御盤目標温度を確認

3. 暖房切替試運転調整

(1) 燃焼確認及び調整

後部覗き窓よりバーナーヘッド損傷有無確認

燃焼状態の確認及び調整

燃焼データを記録

(2) 溶液サンプリング及び分析試験

目視にて溶液の汚れ確認

目視又は臭気にて能力増進剤の有無確認

(3) 温水系統点検

流量確認

温水出口と入口との温度差確認

(4) 総合試験運転調整及び運転データ記録

容量制御及び濃度制御の機能確認

異音、異常振動の有無確認

総合的な運転状況確認

運転データ記録

サービスツール(DAIS)にてデータ保存

(5) 報告書作成

- ・保守点検を実施する者は、製造メーカーにおける製造設計に関する技術支援が得られること。

紀の川市民体育館冷凍機・空調機系統保守点検業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館冷凍機・空調機系統保守点検業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

~~3、委託契約期間~~

~~契約日の翌日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、業務内容

空調設備機器が正常に作動するよう管理・点検を行う。

- ・ 定期保守点検作業
- ・ 整備作業

(1) 定期点検作業

ア、ビル用マルチ室外機 (年 1 回、ファンのみ年 2 回)

- ① 電流、電圧の測定及び電気関係絶縁測定
- ② 油漏れ、水漏れ有無のチェック
- ③ 運転音、振動のチェック
- ④ 運転状態の良否判定
- ⑤ 各部ネジの増し締め
- ⑥ 錆発生ネジ、ビス類の交換及び腐食の度合いの点検
- ⑦ 熱交換器の汚れ及び腐食の度合い点検

イ、設備用エアコン（年1回、ファンのみ年2回）

- ① 電流、電圧の測定及び電気関係絶縁測定
- ② 油漏れ、水漏れ有無のチェック
- ③ 運転音、振動のチェック
- ④ 保護装置の作動及び外観点検
- ⑤ 運転状態の良否判定
- ⑥ 各部ネジの増し締め
- ⑦ 錆発生ネジ、ビス類の交換及び錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑧ 熱交換器の汚れ及び腐食の度合いの点検

(2) 整備作業

ア、通常整備作業

- ① 熱交換器の洗浄作業
- ② 消耗部分の交換・調整修復作業
- ③ 故障発生時の軽度修復作業
- ④ 消耗、疲労等により障害発生が予測される箇所の軽度調整修復
- ⑤ 正常運転する為の冷媒、油の補充
- ⑥ ダクト吹出口、吸込口清掃
- ⑦ エアフィルター・空冷エアコン吹出口清掃

紀の川市民体育館ポンプ巡回点検業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館ポンプ巡回点検業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称 紀の川市民体育館

所在地 紀の川市花野 604 番地 2

敷地面積 10589.01 m²

床面積 7017.32 m²

階数 地上 2 階、地下 1 階（（受水槽室）

構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造）

~~3、委託契約期間~~

~~—令和 2 年 4 月 1 日—から—令和 3 年 3 月 31 日—まで~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関係法令、条例、規則等の制定、改定があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。（なお、本体育館は特定建築物には該当しないが、建築物環境衛生管理基準に準じ、本業務を実施する。）

5、業務内容

総合点検	年 1 回とする
巡回点検	月 1 回とする

(ア) 総合点検

【ラインポンプ点検】

1. 全体

- ・外観：水漏れ、発錆、破損、塗装剥離がないか確認
- ・据付状態：機器固定部の緩みがないか確認
- ・振動・異音：異常な振動・異音がないか確認
- ・電圧：定格電圧の±5%以内であるか測定確認
- ・電流：定格電流値以内であるか測定確認

- ・運 転 圧 力：締切圧力確認、噴出出力確認、吸込圧力確認
 - ・圧力計・連成計：指示値や0点が異常な値を示さないか確認
2. ポンプ
 - ・軸 封 部：メカニカルシール・目に見える漏水がないか確認
 - ・軸 受：異常音がないか確認（聴覚による確認）
 3. 電動機
 - ・フレーム温度：異常な温度でないか確認（触診による確認）
 - ・軸 受：異常音がないか確認（視覚による確認）
 4. 制御版
 - ・電磁接触器：接点の磨耗を目視で確認・接触状態を動作で確認
 - ・サーマル値：設定値が正しいか確認

【加圧給水ユニット点検】

1. 全体
 - ・外 観：水漏れ、発錆、破損、塗装剥離がないか確認
 - ・据 付 状 態：機器固定部の緩みがないか確認
 - ・振動・異音：異常な振動・異音がないか確認
 - ・電 圧：定格電圧の±5%以内であるか測定確認
 - ・電 流：定格電流値以内であるか測定確認
 - ・運 転 圧 力：噴出出力確認
2. ポンプ
 - ・軸 封 部：メカニカルシール・目に見える漏水がないか確認
 - ・軸 受：異常音がないか確認（聴覚による確認）
3. 電動機
 - ・フレーム温度：異常な温度でないか確認（触診による確認）
 - ・軸 受：異常音がないか確認（視覚による確認）
4. 付属品
 - ・圧力タンク：規定封入圧力であるか測定確認（不足の場合は補充を実施）
 - ・仕 切 弁：正常に開閉するか確認
 - ・フ ー ト 弁：正常に開閉するか確認（落水がないこと）
 - ・フロートスイッチ：正常に動作するか確認
 - ・圧力センサ・スイッチ：正常に動作するか確認
 - ・圧力計・連成計：指示値や0点が異常な値を示さないか確認
 - ・フレキシブルパイプ：亀裂、損傷、水漏れの有無確認
 - ・防 振 架 台：防振ゴムの位置、劣化状態の確認

5. 制御盤

- ・電磁接触器：接点の磨耗を目視で確認・接触状態を動作で確認
- ・サーマル値：設定が正しいか確認
- ・ディップスイッチ：設定が正しいか確認
- ・データ確認：設定値が正しいか確認
- ・スイッチ作動点検：切替スイッチ等が正常に作動するか確認

6. 運転制御

- ・始動圧力：動作確認
- ・小水量停止動作：動作確認
- ・自動交互運転：正常に切替るか確認

(イ) 巡回点検

1. 全体点検

- ・外観：水漏れ、発錆、破損、塗装剥離がないか確認
- ・据付状態：機器固定部の緩みがないか確認
- ・振動・異音：異常な振動・異音がないか確認

2. ポンプ

- ・軸封部：メカニカルシール・目に見える漏水がないか確認
- ・軸受：異常音がないか確認（聴覚による確認）

紀の川市民体育館昇降機保守点検業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館昇降機保守点検業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

3、委託契約期間

~~令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、業務内容

- ・建築基準法第8条に基づき、昇降機の保守点検を行う。
- ・建築基準法12条3項に基づき、昇降機の状態を検査し、報告を行う。
- ・設備に故障等不具合が発生した場合は、直ちに点検及び応急処置を実施するものとする。
- ・検査(点検)実施期日は発注者と協議の上決定するものとする。

メーカー	方式・型式	台数	実施内容
日立	機械室レスアーバンエース P-13-C060 13人乗り	1基	保守点検業務 昇降機遠隔監視診断業務 定期検査(点検)業務 POGメンテナンスによる

紀の川市民体育館消防設備点検業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館消防設備点検業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

3、委託契約期間

~~契約日の翌日~~ から ~~令和3年3月31日~~ まで

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、業務内容

- ・消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、消防用設備の法定点検及び自主点検を実施する。
- ・設備に故障等不具合が発生した場合は、直ちに点検及び応急処置を実施するものとする。
- ・点検頻度は、機器点検を年 2 回、総合点検(機器点検含む)を年 1 回とする。点検実施期日は発注者と協議の上決定するものとする。

消防設備一覧

区分	種別	数量
自動火災報知設備	受信機 P型1級60回線	1台
	発信機	13台
	作動スポット	94個
	定温スポット	8個
	煙感知器	115個
防火・防排煙設備	防火戸	4台
	防煙垂壁	8台
	排煙窓 電動	17箇所
	排煙窓 手動	1箇所
	連動用煙感知器	17台
非常放送設備	アンプ 20回線	1台
	スピーカー	82台
誘導灯設備	避難口誘導灯	22台
	通路誘導灯	18台
	客席誘導灯	18台
消火器		47本
屋内消火栓設備	ポンプ	1台
	格納箱 易操作1号	13台
非常電源設備	自家用発電機	1台

紀の川市民体育館建築設備定期検査業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館建築設備定期検査業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

3、委託契約期間

~~契約日の翌日~~ から ~~令和3年3月31日~~ まで

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、業務内容

- ・建築基準法第 12 条第 2 項に基づき、建築設備の状態を年 1 回検査し、報告を行う。
- ・検査対象は換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給排水設備とする。
- ・設備に故障等不具合が発生した場合は、直ちに点検及び応急処置を実施するものとする。
- ・点検実施期日は発注者と協議の上決定するものとする。

紀の川市民体育館防火設備定期検査業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館防火設備定期検査業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称 紀の川市民体育館
所在地 紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積 10589.01 m²
延床面積 7017.32 m²
階数 地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

3、委託契約期間

~~契約日の翌日~~ から ~~令和3年3月31日~~ まで

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、業務内容

- ・建築基準法第 12 条第 3 項に基づき、防火設備の状態を年 1 回検査し、報告を行う。
- ・設備に故障等不具合が発生した場合は、直ちに点検及び応急処置を実施するものとする。
- ・点検実施期日は発注者と協議の上決定するものとする。

防火設備一覧

種別	数量	備考
連動操作盤	1 式	
予備電源・常用電源	1 式	
感知器	25 箇所	
防火戸	12 枚	

紀の川市民体育館中央監視自動制御機器点検業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館中央監視自動制御機器点検業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

3、委託契約期間

~~令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、業務内容

中央監視自動制御機器(アズビル株式会社製)の保守点検、整備調整、清掃等の実施。

(1)点検内容及び回数

①中央監視装置(年1回以上)

定期保守点検の実施により、寿命部品の延命を図りかつ部品劣化の判断を行いシステム監視状態及び操作性を評価、判断して常に信頼性の高い状態でシステムの維持管理を行う。

また、システム停止の防止を目的とした予防保全による部品交換の推奨によりシステムの安定化を図る。

②空調自動制御機器(年1巡以上)

点検対象機器について、定期保守点検を行い点検結果より無駄な動作を発見してそれらが最適な環境かつ省エネルギーとなるよう季節毎に設定値等の変更・調整を行う。

また蓄積された点検結果データをもとに、さらなる光熱費削減を目的とした運用管理及び提言を行う。

③緊急要請

対象機器が故障又は異常が発生した場合、技術員を派遣又は復旧方法指示を与え被害を最小限に抑える様に努める。また問い合わせについても連絡先を明確にし、適切に対応する。

(2)点検対象機器及び系統

①中央監視装置

中央監視端末(PC)	1台
液晶ディスプレイ(LCD)	1台
カラーレーザープリンタ(CLP)	1台
システム・コア・サーバミニ(SCSmini)	1台
無停電電源装置(UPS)	1台

②空調自動制御機器

外気処理空調機制御	1set
熱源廻り制御	1set
冷却水水質制御	3set
水槽廻り制御(1)	1set
水槽廻り制御(2)	1set
水槽廻り制御(3)	1set
水槽廻り制御(4)	2set
アースチューブファン台数制御	1set
ファン発停制御(1)	3set
ファン発停制御(2)	1set
計測系統	1set

(3)作業要領

①中央監視装置

・中央監視端末(PC)

- H/W 構成の確認
- S/W 構成の確認
- IP アドレスの確認
- 本体各部のクリーンアップ
- 内部冷却ファン回転確認、調整
- ケーブル・コネクタ類の装着状態確認
- インジケータ確認
- HDD の異音及び動作確認
- CD/DVDドライブの異音及び動作確認

- ・液晶ディスプレイ(LCD)
 - コントラストの確認、調整
 - 輝度確認、調整
 - 各部のクリーンアップ
 - ケーブル・コネクタ類の装着状態確認

- ・カラーレーザープリンタ(CLP)
 - IP アドレスの確認
 - 外観の目視確認
 - 本体各部のクリーンアップ
 - ケーブル・コネクタ類の装着状態確認
 - トナーの残量確認
 - 印字機能の確認

- ・システム機能
 - 監視機能の確認
 - ポイント監視機能
 - ポイント一覧機能
 - システム監視機能
 - 監視設定機能
 - 管理機能の確認
 - バーチャルプリンタ機能
 - ヒストリカルデータ管理機能
 - メンテナンス監視機能
 - 監視設定機能
 - 制御機能の確認
 - 防災制御機能
 - スケジュール制御機能
 - 電気制御機能
 - 共通制御機能
 - システム機能の確認
 - ユーザ設定機能
 - システム操作機能
 - システム設定機能
 - 自動出力機能起動機能

- ・システム・コア・サーバミニ(SCSmini)
 - システム設定の確認
 - IP アドレスの確認

システム状態の確認
メモリバックアップ機能の確認
動作確認
バックアップバッテリー放電電圧測定による劣化判断
バックアップバッテリー外観点検
電源断検出レベルの測定、調整、劣化判断
電源電圧、リップル値の測定、調整、劣化判断
本体各部のクリーンアップ
データファイルのバックアップ
ケーブル・コネクタ類の装着状態確認

・無停電電源装置(UPS)

バックアップ動作の確認
電源断検出レベルの確認
UPS 出力電圧測定
各部のクリーンアップ

②空調自動制御機器

・デジタル式コントローラ,ゾーンマネージャ,チラーコントローラ

外観・取付け状態点検及び清掃
電源電圧,制御電圧の点検
バックアップ機能の点検
アラーム状態,システムエラーの有無確認
制御パラメータの確認及び調整
検出器,操作器,周辺機器を通しての制御作動確認及び調整
中央監視装置との通信状態の確認

・VAV コントローラ

アラーム状態,システムエラーの有無確認
制御パラメータの確認及び調整
検出器,操作器,周辺機器を通しての制御作動確認及び調整
中央監視装置との通信状態の確認

・デジタル指示調節計

外観・取付け状態点検及び清掃
電源電圧,制御電圧の確認
アラーム状態の有無確認
制御パラメータの確認及び調整
検出器,操作器,周辺機器を通しての制御作動確認及び調整

アナログデータの指示値確認及び校正

・盤表面型表示設定器

外観・取付け状態点検及び清掃
アラーム状態,システムエラーの有無確認
制御パラメータの確認及び調整

・温度センサ,湿度センサ,CO2 濃度センサ

外観・取付け状態点検及び清掃
電源電圧,制御電圧の確認
検出配管,取付け部の漏れ,詰まりの確認及び調整
指示値と実測値の確認及び校正

・温度調節器

外観・取付け状態点検及び清掃
電源電圧,制御電圧の確認
動作値と実測値の確認及び校正
制御出力状態の確認

・電磁流量計,圧力センサ,差圧センサ

外観・取付け状態点検及び清掃
電源電圧,制御電圧の確認
検出配管,取付け部の漏れ,詰まりの確認及び調整

・電動 2 方弁,電動 2 方ボール弁,電磁弁,遮断弁

外観・取付け状態点検及び清掃
電源電圧,制御電圧の確認
モータの回転動作・角度の点検及び調整
グラント部,フランジ部からの漏水確認及び締付け調整

・ダンパ°操作器

外観・取付け状態点検及び清掃
モータの回転動作・角度の点検及び調整
各ダンパ°への締付状態確認及び調整

・DC24V 電源

外観・取付け状態点検及び清掃
出力電圧の確認

- ・液面レー/電極棒,液面調節計
 外観・取付け状態点検及び清掃
 タミ入力による出力の確認及び調整

- ・量水器メータ,ガスメータ
 中央監視装置とのメータ値読合せ校正

(4)その他

- ・本設備はメーカー独自技術及び汎用技術を独自利用したもので構成されており、保守点検業務の実施に当たっては、品質維持のため、システムに精通した者(メーカーの実施する製品知識・実務に関する教育・試験を受講し、その製品専門教育試験に認定されたメーカー又は特約店の者等)が、委託者の立会いのもと作業を実施すること。
- ・点検実施期日は発注者と協議の上決定するものとする。
- ・設備の仕様は別添図面のとおり。
- ・作業従事者は委託業務に従事した場合、状況及び故障内容とその処置方法について書面により委託者に報告すること。
- ・感電による負傷事故を防止するため、活線作業の禁止及び作業実施前後のテスター又は検電器による電源の確認を行い安全管理に努めること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。

紀の川市民体育館照明制御盤保守点検業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館照明制御盤保守点検業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

~~3、委託契約期間~~

~~契約日の翌日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、業務内容

(1) 外観、構造

- ・各部品の損傷、亀裂確認
- ・各接続端子の増し締め
- ・コネクタ部の接続状態確認
- ・タッチパネルの動作確認
- ・現在時刻調整
- ・負荷点灯確認
- ・ユニット清掃

(2) 動作確認

紀の川市民体育館舞台照明設備保守点検業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館舞台照明設備保守点検業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

~~3、委託契約期間~~

~~契約日の翌日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、業務内容

ア、調光盤廻り

1、外観、構造

- ・各部品の損傷、亀裂確認
- ・各接続端子の増し締め
- ・配線、半田付け箇所の確認
- ・表示灯の点灯確認
- ・盤、卓内部の清掃
- ・記憶と再生動作の確認
- ・負荷点灯確認

2、動作確認、特性試験

- ・入力電圧測定(各相電圧)
- ・調光出力電圧測定(ユニット出力電圧特性)
- ・直流電源出力電圧

3、絶縁抵抗測定

4、コンセントの損傷、亀裂確認

イ、照明廻り

- 1、ケーブルの損傷、亀裂確認
- 2、ケーブル縄れの確認
- 3、接続端子部の増し締め
- 4、点灯確認
- 5、絶縁抵抗測定

紀の川市民体育館舞台音響設備保守点検業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館舞台音響設備保守点検業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

~~3、委託契約期間~~

~~契約日の翌日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

(なお、本体育館は特定建築物には該当しないが、建築物環境衛生管理基準に準じ、本業務を実施する。)

5、業務内容

(ア) アリーナ音響設備

1、デジタルミキサー

- ・ 前面パネル各スイッチ類の動作確認
- ・ 各ボリューム操作時音の歪、雑音等の有無確認
- ・ 音声レベルの出力確認

2、ワイヤレスマイク設備

- ・ 送信受信状態の確認
- ・ 音質チェック、ノイズ有無の確認
- ・ ダイバシティー動作確認

3、モード選択用タッチパネル

- ・ 切替動作確認

4、音量調整用リモコン

- ・ 音量調整動作確認

- 5、HUB
 - ・通信動作確認
- 6、デジタルマルチプロセッサ
 - ・前面パネル各スイッチ類の動作確認
 - ・音質の明瞭度及び歪の有無確認
 - ・各機能動作確認
 - ・内部メモリの確認
- 7、パワーアンプ
 - ・各機能動作確認
 - ・端子コネクタの接続状態
 - ・音声出力の確認
 - ・音質の明瞭度及び歪の有無確認
- 8、主電源ユニット
 - ・各機能動作確認
 - ・端子コネクタの接続状態
- 9、MD/CD デッキ
 - ・前面パネル各スイッチ類の動作確認
 - ・録画・再生動作確認、ノイズの有無確認
 - ・音声レベルの出力確認
 - ・ピックアップ清掃
- 10、CD/カセットデッキ
 - ・前面パネル各スイッチ類の動作確認
 - ・録画・再生動作確認、ノイズの有無確認
 - ・音声レベルの出力確認
 - ・ピックアップ及びヘッド清掃
- 11、オーディオミキサー
 - ・前面パネル各スイッチ類の動作確認
 - ・各ボリューム操作時音の歪、雑音等の有無確認
 - ・音声レベルの出力確認
- 12、スピーカー
 - ・音質の明瞭度確認
 - ・歪の有無確認
 - ・外観目視チェック
- 13、マイクコンセント
 - ・導通位相確認
 - ・取付状態確認
- 14、スピーカコンセント

- ・スピーカーにて鳴動確認
- ・取付状態確認

(イ) マルチサイン設備

- 1、管理サーバー
 - ・OS 起動プロセスの確認
 - ・各アプリケーションの動作確認
 - ・ディスクチェック、イベントログチェック
 - ・ディスクドライブのヘッド清掃
- 2、液晶ディスプレイ
 - ・Color, Contrast, Position, Focus 等の確認調整
 - ・信号入力にて映像確認
- 3、チューナー
 - ・地上デジタル放送受信状態確認
 - ・出力映像確認
- 4、コントローラ
 - ・映像切替動作確認
- 5、HUB
 - ・PC からの信号受け渡し確認
 - ・接続部確認

(ウ) アリーナ音響設備

- 1、デジタルミキサー
 - ・前面パネル各スイッチ類の動作確認
 - ・各ボリューム操作時音の歪、雑音等の有無確認
 - ・音声レベルの出力確認
- 2、ワイヤレスマイク設備
 - ・送信受信状態の確認
 - ・音質チェック、ノイズ有無の確認
 - ・ダイバシティー動作確認
- 3、デジタルマルチプロセッサ
 - ・前面パネル各スイッチ類の動作確認
 - ・音質の明瞭度及び歪の有無確認
 - ・各機能動作確認
 - ・内部メモリーの確認
- 4、パワーアンプ
 - ・各機能動作確認

- ・端子コネクタの接続状態
 - ・音声出力の確認
 - ・音質の明瞭度及び歪の有無確認
- 5、主電源ユニット
- ・各機能動作確認
 - ・端子コネクタの接続状態
- 6、MD/CD デッキ
- ・前面パネル各スイッチ類の動作確認
 - ・録画・再生動作確認、ノイズの有無確認
 - ・音声レベルの出力確認
 - ・ピックアップ清掃
- 7、CD/カセットデッキ
- ・前面パネル各スイッチ類の動作確認
 - ・録画・再生動作確認、ノイズの有無確認
 - ・音声レベルの出力確認
 - ・ピックアップ及びヘッド清掃
- 8、スピーカー
- ・音質の明瞭度確認
 - ・歪の有無確認
 - ・外観目視チェック
- 9、マイクコンセント
- ・導通位相確認
 - ・取付状態確認
- 10、スピーカコンセント
- ・スピーカにて鳴動確認
 - ・取付状態確認

<共通項目事項>

※外観確認

機能各部の錆・塗装はがれ・ビスの緩み・ツマミのガタ・ランプ切れ・その他、外観より目視確認にて各部に異常がないかチェックすること。

※清掃

外観清掃・接続部の接触不良等がないかチェックすること。

※総合動作確認

点検・調整後に、各機器がシステムとして正常に動作するかチェックすること。

紀の川市民体育館表示吊物設備保守点検業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館表示吊物設備保守点検業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

~~3、委託契約期間~~

~~契約日の翌日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、業務内容

(ア) スノコ上での作業 (年 1 回)

- 1、垂れ幕バトン、シーリングライトバトン、水引幕バトン、源氏幕バトン
サスライトバトン 1、サスライトバトン 2、美術バトン、バック幕バトン
 Horizont幕、東西幕バトン 1・2

モーター：作動時の音、振動、ブレーキの状態、取付ボルトの確認

減速機：作動時の音、油量、油漏れ、取付ボルトの確認

リミッター：開・上限停止位置、閉・下限停止位置、ファイナル作動、取付ボルトの確認

伝導部：Vプーリー、Vベルトの張り、スプロケット、チェーンの張り

軸継ぎ手、駆動シーブの確認

制御部：端子締め付け、定格電流値、作動時電流値（開）上昇、作動時電流値（閉）下降
絶縁抵抗値、制御部作動の確認

(イ) 舞台面での作業 (年1回)

- 1、垂れ幕バトン、シーリングライトバトン、水引幕バトン、源氏幕バトン
サスライトバトン1、サスライトバトン2、美術バトン、バック幕バトン
 Horizont幕、東西幕バトン1・2

パイプ：レベル、曲がり 折れの確認、清掃

ワイヤー：結束部・クリップ、端末処理、吊点の位置ずれ、緩みがないかの確認

レール関係：ジョイント部、レベル たわみ、先頭車 ランナー、引き分け装置の確認

フレーム関係：鉄骨組立ボルト、レベル たわみ、損傷 汚れ、位置決め金具

木部締付ボルトの確認

幕類：裾レベル、損傷の確認

6、その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市、受託者間において協議して定めるものとする。

紀の川市民公園植栽管理業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民公園植栽管理業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民公園
所在地	紀の川市花野・上野地内
主要施設	紀の川市民体育館、多目的広場(グラウンド)、ランニングコース(通路)、広場(芝生)、 テニスコート 、プール、管理棟、テニスコート、駐車場

~~3、委託契約期間~~

~~契約日の翌日 から 令和3年3月31日 まで~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、業務内容

(1)植栽管理

紀の川市民公園の植栽を適切に維持管理することにより、市民が快適に公園を利用できるようにする。

目的を達成するため、下記の作業基準に則って作業を実施する。ただし、本業務を実施する上で、下記基準だけでは目的が達成できない可能性がある場合は、状況に応じ作業内容を変更することがある。

①プール、テニスコート周辺(佐川西側道路～浄水場東側道路)

- ・草刈り工(年3回)

- ・芝刈り工(年4回)

抜根除草なし

- ・剪定工(年1回)

- ・防除工(年3回)

- ・灌水工(年15回)

2か月間、4日に1回、水は現地散水栓から供給

- ・施肥工(年1回)

15kg×15袋程度

②市民体育館周辺

- ・抜根除草工(年2回)
- ・芝刈り工(年2回)
- ・草刈り工(年2回)
- 体育館駐車場周辺
- ・剪定工(年1回)
- 中低木
- ・防除工(年3回)
- ・灌水工(年15回)
- 2か月間、4日に1回、水は現地散水栓から供給
- ・施肥工(年1回)
- 15kg×15袋程度

③グラウンド・浄水場周り

- ・除草工及び草刈り工(年3回)
- ・剪定工(年1回)
- 桜整枝剪定、低木
- ・防除工(年3回)
- ・灌水工(年15回)
- 2か月間、4日に1回、水は請負業者供給
- ・施肥工(年1回)
- 15kg×5袋程度

※植栽管理の範囲は別紙位置図のとおり。

※作業着手前に作業方法について市と打合せを実施すること。

※天候、植栽の状態に応じ、最適な時期に作業を実施すること。

※作業実施時は、公園利用者に危険が及ばないよう、安全管理を徹底すること。

※本仕様書に記載のない事項であっても、維持管理上当然必要と認められる部分については業務の範囲とする。

※本業務の実施に必要な資機材等の費用は請負者が負担するものとする。

(2) 作業内容等の報告

作業実施記録(樹木本数、樹種、面積等詳細に記録)を作成し、報告すること。

※記録方法については別途協議して決める。

6、その他

本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、市、受託者間において協議して定めるものとする。

紀の川市民体育館貯水槽清掃業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館貯水槽清掃業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

3、委託契約期間

令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、業務内容

(1) 貯水槽清掃

貯水槽	用途・形式等	容量(m ³)	清掃頻度
受水槽	飲料水用・FRP	18.0	1年に1回
雑用水槽	コンクリート製(地下ピット)	65.0	
雨水貯留槽	コンクリート製(地下ピット)	180.0	
加湿用補給水槽	FRP	0.5	

(2) 水質検査

施設区分	水質検査項目	検査頻度	計
受水槽 (飲料水)	16項目	6か月に1回	2回
	消毒副生成物12項目	1年に1回(6～9月)	1回
	遊離残留塩素測定	1週間に1回	52回
雑用水槽	大腸菌、濁度	2か月に1回	6回
	遊離残留塩素測定、PH、臭気、外観	1週間に1回	52回
加湿用補給水槽	一般細菌、大腸菌	1年に1回	1回

※受水槽(飲料水)の遊離残留塩素の含有率が百万分の0.1を下回る場合は、受水

槽の水を雨水貯留槽へ移送(ホースで雨水貯留槽マンホールへ送水)させて受水槽の水を入れ替えるなどの対応を行うものとする。(方法、頻度等については、発注者と協議の上実施するものとする。)

6、その他

- (1) 清掃作業については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号第7条、第12条の2)及び同法施行規則(昭和46年厚生省令第2号第4条)、水道法(昭和32年法律第177号第34条の2)及び同法施行規則(昭和32年厚生省令第45号第55条・第56条)に基づいて行うこと。
- (2) 上記受託者は、建築物環境衛生管理技術者免状又は貯水槽清掃作業監督者講習会及び再講習会修了書を取得していること。
- (3) 上記受託者は、和歌山県登録免許(建築物飲料水貯水槽清掃業)を取得していること。

紀の川市民体育館環境衛生調査業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館環境衛生調査業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

3、委託契約期間

~~令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

(なお、本体育館は特定建築物には該当しないが、建築物環境衛生管理基準に準じ、本業務を実施する。)

5、業務内容

(1) 空気環境測定業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に準じ、下記の測定を実施する。

・空気環境測定項目

- ア、浮遊粉じんの量
- イ、一酸化炭素含有率
- ウ、二酸化炭素含有率
- エ、温度
- オ、相対湿度
- カ、気流

・測定頻度

2か月間に1回

- ・測定点

- 1階:メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、会議室(1・2)、事務室、更衣室(1・2)、医務室、放送室、玄関ホール

- 2階:ストレッチゾーン、観覧席(東・西)

- その他、各室の用途、構造、空調方式、系統などの諸条件を考慮して、測定点を選定すること。

- ・報告書の提出

- 毎回、測定作業終了後、測定結果を報告すること。

(2) 害虫等調査業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に準じ、下記の調査を実施する。

- ・調査範囲

- 市民体育館内及び屋外トイレ棟

- ・調査項目

- ねずみ等(ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物)の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害状況調査

- ・防止措置

- 防鼠、防虫網等の機能を点検し、必要に応じ応急補修を行うなど、害虫の侵入を防止する処置を講じる。

- ・調査頻度

- 6か月間に1回

- ・報告書の提出

- 調査終了後、調査結果を報告すること。なお、害虫等の発生など異常があった場合は、その防除方法を検討し、報告すること。

※本業務の実施に必要な資機材等の費用は請負者が負担するものとする。

※施設の概要は別紙図面のとおり。

紀の川市民体育館雨水利用設備保守点検業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民体育館雨水利用設備保守点検業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

3、委託契約期間

~~令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、業務内容

雨水利用設備の機能を維持するため、次のとおり点検等を実施する。

①雨水利用設備保守点検

- ・濾過装置等の機器点検及びバルブ、配管の漏水等の点検を実施する。
- ・点検頻度は6か月に1回(計2回)とする。
- ・設備に故障等不具合が発生した場合は、直ちに点検及び応急処置を実施するものとする。

②薬注装置薬剤補充

- ・薬注装置に薬剤(次亜塩素酸ナトリウム水溶液12% 希釈10倍)を補充する。
- ・点検頻度は1か月に1回とする。
- ・薬剤消費想定量240/月程度(雨量及び雑用水使用量により変動)

※本業務の実施に必要な資機材及び薬剤等の費用は請負者が負担するものとする。

※設備の仕様は別紙図面のとおり

紀の川市民体育館複写機保守に係る仕様書

1. 事業名等

(1) 事業番号 令和2年度 紀生スポ業第4号

(2) 事業名 紀の川市民体育館複写機保守業務

(3) 事業場所 紀の川市花野604番地2 紀の川市民体育館

~~(4) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで~~

2. 契約内容

保守契約 (パフォーマンスチャージ)

3. 機器仕様

富士ゼロックス DocuCentre-VC2276PFS

紀の川市民体育館受付管理業務仕様書

I、業務概要

1、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民体育館
所在地	紀の川市花野 604 番地 2
敷地面積	10589.01 m ²
延床面積	7017.32 m ²
階数	地上 2 階、地下 1 階(受水槽室)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)
使用施設	メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、会議室、放送室、更衣室、ランニングコース等

2、業務実施の基本方針

市民にやさしく、分かりやすく、利用しやすいような管理とすること

3、委託契約期間

~~本業務委託の対象期間は、以下の期間とする。~~

~~自:令和2年4月1日～至:令和3年3月31日~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応すること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、委託の取り扱い

受託者は、やむを得ず第三者に管理業務の一部を委託する場合の取り扱いは以下のとおりとする。なお、業務を一括して委託すること及び再委託については禁止とする。

- (1) 受託者は、あらかじめ、委託業務並びに委託理由を「委託に関する承認申請書」により、市の承認を受けること。業務の委託先は市の承認を受けた後に選定又は特定することとする。
- (2) 市は申請書に記載された委託業務を確認し、決定後、「委託に関する(不)承認通知書」により受託者にその結果を通知する。
- (3) 受託者は、第三者との業務委託契約締結後、業務委託契約書(仕様書を含む)の写しを市に提出すること。

6、業務従事者

- (1) 業務従事者の指導・教育・健康管理については、受託者において責任をもってこれに当たり、不都合のある場合は、市の指示により交代等の処置をとること。
- (2) 受託者は、業務従事者にあらかじめ市の承認を得た業務に応じた作業服、名札を受託者の負担において着用させること。
- (3) 受託者、業務従事者が病気その他の理由により欠勤等のため、業務に支障をきたすおそれのある場合は、ただちに市と協議の上、補充者をあてる等、万全の措置を講じること。
- (4) 勤務心得として、業務従事者は次の各項を遵守するものとする。
 - ア、業務従事者は、故意に責任を回避しないこと。
 - イ、業務従事者は、勤務中に雑談や娯楽にふけるなどして勤務を怠ることのないようにすること。
 - ウ、業務従事者は、勤務中に飲酒又は酒気を帯びて勤務をしないこと。
 - エ、業務従事者は、職務に関係のない書類をみだりに閲覧し、又は複写をしないこと。
 - オ、業務従事者は、職務上知り得た秘密はいつさい漏らさないこと。

II、業務仕様

1、業務内容

- (1) 開館閉館業務
 - ア、機械警備システム解除及びセット
 - イ、体育館の施錠及び開錠
 - ウ、駐車場内車両の退場確認
 - エ、駐車場の施錠及び開錠
- (2) 受付対応業務
 - オ、施設利用者の使用許可申請の確認、キャンセル・変更等の確認
 - カ、施設及び設備・備品の使用方法案内
 - キ、使用設備・備品の準備及び片付け
- (3) 鍵類の管理業務
- (4) 電話対応業務
- (5) 拾得物の管理業務
- (6) 施設設備機器の日常的な運転操作及び監視、維持管理補助
 - ク、中央監視装置・自動制御機器
 - ケ、電気設備関係(照明、受配電設備、負荷設備、弱電設備、その他電気設備)
 - コ、空調設備及び給排気設備(熱源機器、全熱交換機、その他空調機器)
 - サ、エレベーター・自動ドアの運行管理

- シ、音響・照明機器
 - ス、施設設備・備品の小修繕対応、消耗品交換等
 - セ、消防設備関係の機能管理(消火設備、警報設備、避難設備、その他)
 - ソ、設備保守点検業者等の対応、点検前後の確認、鍵貸出し管理
- (7) 緊急時の初期対応及び関係者・関係機関への緊急連絡
 - (8) 消防訓練への参加
 - (9) 業務記録(日誌)の作成、毎月末提出
 - (10) その他、体育館の日常利用に必要な業務
- ※体育館に常駐するのは本業務の受付管理人のみ

2、業務を担当する人員及びシフト

- (1) 受託者は、本業務に関して常時1名を配置し、その他体育館の使用状況に応じ、業務を遂行するのに必要な人員を適正に配置すること。
- (2) 配置人員の業務時間は、業務内容を勘案し、業務に支障ない範囲において受託者が定めること。受託者は、配置人員の体制・勤務時間について、月毎に事前に市に提出することとする。
- (3) 本業務に支障のないよう業務開始までに十分な準備を行うこと。

3、業務時間

基本業務時間は、以下のとおりとする。

8時30分～22時30分

(体育館の開館時間は9時00分～22時00分)

ただし、体育館の使用状況に応じ、基本業務時間以外の時間の業務(以下「時間外業務」という。)を委託することがある。この場合、事前に市から受託者に時間外業務の日時及び内容を連絡するものとする。

(年間予定概算時間:1時間早出×1回/週×52週=52時間

休館日出勤(14時間)×6回/年=84時間

52時間(早出)+84時間(休館日)=136時間)

4、業務を行わない日(休館日)

- (1) 毎週月曜日(ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、その日以降の直近の平日)
- (2) 年末年始(12月29日～翌年1月3日)

※勤務日数307日

5、業務に関連する賠償責任保険

必要な業務請負賠償責任保険に加入すること。

6、緊急事態に伴う報告及び処置

着信した電話対応が困難な場合又は重大な問題等が発生した時は、臨機に適切な措置を講じるとともに必要に応じ速やかに担当職員に連絡をするものとする。

7、従事者の資格、教育等

受託者は、業務従事者の配置について、本仕様に定められた必要な業務遂行能力を有した者を配置することとし、その必要な教育を実施するものとする。

8、経費の負担

業務の実施に必要な事務用品・美観維持等の費用については、すべて受託者の負担とする。また、機器類の経費、及び光熱費は市の負担とする。

9、個人情報保護

個人情報の取り扱いに当たっては、紀の川市個人情報の保護に関する条例その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。また、受託者は個人情報の教育を行い従事者へ個人情報の適正な取り扱いを周知しなければならない。

10、委託費の支払い方法

委託費の支払いは月額払いとし、以下の月額委託料を毎月1回支払うものとする。

(1) 基本業務月額

委託金額(年間契約金額)を業務月数(12か月)で除した金額
端数が出た場合は最終月に支払い

(2) 時間外業務月額

時間外業務委託単価: 委託金額(年間契約金額)を年間業務時間数(307
日×14時間)で除した1時間当たり単価の1.5倍の
単価(小数点以下切捨て)

時間外業務委託料: 当該月の時間外業務時間数に上記の時間外業務委託
単価を乗じた金額

11、駐車場使用料

~~業務場所へ車で通勤する場合、駐車場使用料として月額2,200円(税込)の納付が必要となります。~~

12、その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市、受託者間において協議して定めるものとする。

紀の川市民公園施設（打田多目的広場周辺）管理業務内容

委託料 ~~830円~~/時間

（月末、翌月15日払い（土日祝の場合は前日））

勤務時間 8：30～18：30（9時間勤務/昼1時間休憩）

（施設開館時間は9：00～18：00）

※ただし、大会などにより勤務時間が7：30～の場合あり

勤務形態 管理人2名で1週間交代に勤務

（都合が悪い場合はお互いに交代しあう）

休館日 毎週月曜日（祝日と重なった場合は直近の平日）

年末年始（12月29日～1月3日）

業務内容

- * 駐車場入り口の開け閉め（東駐車場）
- * 管理棟、多目的広場の鍵の開け閉め
- * 管理棟、多目的広場、トイレ等の清掃
- * 敷地内の見回り及び施設、設備、道具の点検
- * 施設及び体育関係備品の貸し出し予定確認と対応
- * 多目的広場、多目的広場周辺及び側溝の整地と除草
- * 市民体育館周辺及び駐車場の見回り、清掃
- * 市民公園案内看板周辺の清掃及び除草
- * 執務日誌の作成

紀の川市都市公園遊具保守点検業務仕様書

1. 業務名等

- (1) 業務番号 令和2年度 紀生スポ業第85号
- (2) 業務名 紀の川市都市公園遊具保守点検業務
- (3) 業務場所 紀の川市花野604番地
多目的広場(遊具1基)
紀の川市粉河地先
~~粉河運動場(遊具9基)~~
紀の川市麻生津中1068番地
愛宕池公園(遊具1基)
- ~~(4) 契約期間 契約日の翌日から令和3年3月31日まで~~

2. 業務内容

各施設における遊具の点検及び報告書作成

3. その他

下記1及び2の資格を有する者が点検を行うこと

1. 公園施設製品安全管理士又は公園施設点検管理士
2. 公園施設製品整備技士又は公園施設点検技士

上記に加え、令和4年より開設された「野あそびの丘」(旧芝生広場、遊具22基)の保守点検を追加する。

委託料 ~~830円~~/時間

（月末~~メ~~、翌月15日払い(土日祝の場合は前日)）

勤務時間 8：30～21：30を下記3クールで

1. 8：30～12：30
2. 12：30～17：30（13：00～14：00休憩）
3. 17：30～21：30

（基本1・2と3で交代：計12時間勤務/昼1時間休憩）

（施設開館時間は9：00～21：00）

※ただし、大会などにより勤務時間が7：30～の場合あり

休館日 毎週月曜日（祝日と重なった場合は直近の平日）

年末年始（12月29日～1月3日）

業務内容

- *駐車場のバリカー開け閉め（管理棟前と東駐車場、西駐車場）
- *管理棟、施設の鍵の開け閉め
- *管理棟、管理棟周辺、トイレ等の清掃及び施設内の除草等軽作業
- *広場の芝生、植栽の散水
- *施設の見回り及び施設、設備、道具の点検
- *テニスコート、~~ゲートボール場~~及び道具の貸し出し
- *券売機の日計、月計打ち出し
- *執務日誌、勤務割当表の作成

施設貸し出し

使用可能時間

- ・テニスコート 9：00～21：00まで
 - ~~・ゲートボール場 9：00～18：00まで~~
- （ただし、大会などにより8：00～の場合あり）

使用申請について

- ・電話受付は絶対にしない。（空き状況の確認のみで、仮予約もダメ）
- ・毎日1か月後の申請受付開始。（休館日の場合は翌日・31日等が無い月は1日）
- ・1人、1日・2面・3時間まで。
- ・希望する日時を聞き、空いているかを貸出表で確認する。
- ・空いていれば申請書に、記入、押印してもらう。（サイン可）
- ・申請書1枚につき、1日・1施設。
（別施設、別の日も希望する場合はもう1枚書いてもらう）
- ・申請書の内容を確認し、番号及び使用料を記入し、受付者印を押す。
（事前予約で使用者が未定の場合は、使用料は空けておく）
- ・内容を貸出表に転記する。（番号、使用者名、使用時間）
- ・パソコンでタウンサイトにログインし仮押さえ→仮予約の入力をする。

使用当日

- ・申請書の使用者名簿に、使用者全員の氏名を、市内・市外別に記入してもらう。
- ・申請書の使用者名簿により、コート使用料、ナイター使用料、テニスラケット使用料を計算する。
（市内の人数が同数までは市内料金、同数以下の場合は市外料金）
- ・券売機でチケットを購入してもらう。
- ・割り印をして、半券を渡す。
- ・控は申請書に貼る。
- ・テニスコートの場合、ハンドルとナイター使用時はプレイングタイマー番号、硬式テニスでの利用時はセンターストラップも渡す。
- ~~・ゲートボール場の場合、ゲートとブラシを渡す。~~
- ・使用後必ずコート整理をしてもらい、貸出品を返却してもらう。
- ・パソコンでタウンサイトにログインし本予約の入力をする。

※紀の川市スポーツ少年団（別紙）及び紀の川市体育協会加盟団体（別紙）の使用申請は、使用月の前々月の15日以降（休館日の場合は翌日）に1か月単位で可能。

※紀の川市スポーツ少年団（別紙）、紀の川市内中学校ソフトテニス部は毎回、紀の川市体育協会加盟団体（別紙）は週2回までコート使用料免除。

（紀の川市体育協会加盟団体はナイター使用料及び週3回目以降のコート使用料は有料、ラケットレンタル料は全団体有料）

紀の川市民公園プールろ過装置保守点検業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民公園プールろ過装置保守点検業務

2、対象施設の名称と施設概要

業務場所：紀の川市上野 354 番地 83

施設概要：敷地面積 プールエリア寸法 33.2m×67.0m

施設内容 大プール…25m×8 コース、水深 1.0～1.2m

小プール…3 面 ①水深 20 cm (きのこ型噴水設置)

②水深 50 cm (流れるプール設置)

③水深 70 cm (スライダー設置)

プール棟…延床面積 160 m²

管理棟…延床面積 355 m²

3、委託契約期間

~~契約日の翌日~~ から ~~令和元年9月1日~~ まで

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、業務内容

ろ過装置の機能を維持するため、機器点検及びバルブ、配管の漏水等の点検を次のとおり点検等を実施する。

●ろ過装置定期保守点検(シーズン前後計2回)

●ろ過装置簡易保守点検(シーズン中1回)

【対象機器】 リーガル社製ろ過装置 (2基)

・ろ過装置

・ろ過ポンプ

・ヘアーキャッチャー

・全自動ろ過制御盤

●簡易型自動供給システム定期保守点検 (シーズン前後計2回)

【対象機器】

・ナピックス KT-Mx 型×2基

※設備に故障等不具合が発生した場合は、直ちに点検及び応急処置を実施するものとする。

※本業務の実施に必要な資機材及び薬剤等の費用は請負者が負担するものとする。

※設備の仕様は別紙図面のとおり

紀の川市民公園プール監視業務仕様書

紀の川市（以下、「発注者」という）が発注する『紀の川市民公園プール監視業務』において、受注会社（以下、「受注者」という）は本業務仕様書の条件を了承した上で誠実に業務を行うものとする。

1. 目的

本業務は、紀の川市民公園プール（以下「施設」という）の管理・受付・監視等業務を安全かつ円滑に遂行し、施設を通じ市民の体力向上、健康づくりに寄与することを目的とする。

2. 業務名及び施設概要

- (1) 業務名 : 紀の川市民公園プール監視業務
- (2) 業務場所 : 紀の川市上野 354 番地 83
- (3) 施設概要 : 敷地面積 プールエリア寸法 33.2m×67.0m
施設内容 大プール…25m×8 コース、水深 1.0～1.2m
小プール…3 面 ①水深 20 cm (きのこ型噴水設置)
②水深 50 cm (流れるプール設置)
③水深 70 cm (スライダー設置)
プール棟…延床面積 160 m²
管理棟…延床面積 355 m²
駐車場…140 台+障害者等用 6 台

3. 開場期間及び業務期間

開場期間	業務期間
令和2年7月1日～8月30日	令和2年6月19日～9月1日

4. 開場時間及び業務時間

開場時間	業務時間
10:00～17:00	9:00～17:30 ※6/19～6/30 (開場準備) は 8:30～17:30 8/24 (市民まつり後清掃) は 8:30～12:30 9/1 (開場後片付け) は 8:30～17:30

5. 休業日

原則として月曜日とする。(ただし、月曜日が祝日の場合はその後で最も近い平日)
※台風、地震等の自然災害や雷、風雨等により利用者の安全を確保できない場合で、発注者により開場が困難と判断したときを除く。

6. 業務内容

業務名	内 容
①管理運営業務	プールに関する統括管理及び運営全般業務、監視員のサポート、巡回監視、利用状況の集計、日報の報告業務、発注者との連絡調整等
②プール監視業務	定点監視、巡回監視による利用者の安全確保、事故の防止、不審者の排除、入場制限者の出入り管理、規則違反者への指導等
③受付・案内・料金收受・両替業務	窓口業務、発券機の管理、売上管理、利用集計、両替、利用案内、問い合わせ対応、場内放送等
④水質維持保全業務	濾過機及び流水起流ポンプ等の管理、水質基準に関する維持管理等 ※水質基準及び維持管理基準は『遊泳用プールの衛生基準について』を遵守すること
⑤開場前清掃・日常清掃業務・片付け業務	開場前のプール及び全体清掃、開場期間中における施設的美観保持のための日常清掃、閉場後の片付け業務等
⑥安全対策業務	安全確保のため必要な器具等の設置及び対策の実施業務
⑦その他、委託者と受託者が協議して決定した事項	

7. 業務範囲

- ①プール施設、プール棟及び管理棟の一部（エントランス、事務室、会議室等を除く）とし、駐車場等は除くものとする。
- ②施設は常に清潔に保ち、かつ利用者が安全・安心・快適に利用できるよう管理し、関係法令 に定める基準を満たすこと。

8. 配置人員及び必要資格等（別表『業務人員表』を参照のこと）

職務名	人員数	必要資格等
管理責任者	毎日 1名	下記の①～③の内、2項目以上の有資格者等であること。 ①水上安全法救助員、水泳指導員、又はそれらと同等以上の水難救助に関する実技資格等 ②プール衛生管理者、プール管理責任者、又はそれらと同等以上のプール衛生等に関する資格等 ③消防署による上級救命講習、日本赤十字社救急法講習又はそれらと同等以上の救命に関する資格等

職務名	人員数	必要資格等
監視員	7名～10名 (詳細は別表)	下記①、②のいずれにも該当すること。 ①警備業法によって定められている新任教育、 現任教育を受けている者及びプール監視に特 化した教育・訓練を十分に受けている者。 ②日本赤十字社救急法講習、消防署による普通 救命講習、又はそれらと同等以上の救命に関 する資格等の修了者
受付員	1名～2名 (詳細は別表)	接遇に関する研修を受けた者
交通誘導員	2名(繁忙期) 海の日・お盆等 (詳細は別表)	警備業法第2条第4項に規定する警備員で交通 誘導警備の一級検定又は2級検定に合格した者

9. 提出書類

受注者は、契約前に下記書類を発注者に提出し、承認を受けるものとする。

- ①管理責任者選任届
- ②業務従事者名簿(経歴、資格を含む)
 - Ⓐ管理監督者及び監視員全員の資格証、修了証等の写しを添付すること
 - Ⓑ管理監督者及び監視員全員の警備員教育実施簿等を添付すること
- ③緊急連絡体制表
- ④警備業認定証の写し
- ⑤施設警備業務にかかる専任者の指導教育責任者資格証の写し
- ⑥賠償保険加入証明書又は保険証券の写し
- ⑦その他、発注者の指示した書類

10. 関係法令等の遵守

受注者は、業務の内容及び重要性を十分認識した上、施設の安全性及び維持管理を十分に達成できるように、紀の川市都市公園条例、紀の川市都市公園条例施行規則、紀の川市那賀B&G海洋センター利用規則、遊泳用プールの衛生基準、プールの安全標準指針等、条例及び条例施行規則並びに警備業法等各関係法令に基づき、安全かつ誠実に業務を履行しなければならない。

11. 賠償責任保険加入

受注者の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者がその損害を賠償するため、下記の金額以上の賠償責任保険に加入することとし、契約前にその保険証券又は加入証明書の写しを提出しなければならないものとする。

対人補償…1名につき1億円以上、1事故10億円以上、
対物補償…1事故10億円以上、

12. 業務報告

受注期間内における業務日報を毎日作成し、休業日の翌日に発注者に提出すること。

13. 部分委託

業務のすべて又は監視業務を他の事業者へ委託することはできないが、清掃など部分的な業務については、専門の業者に再委託できるものとする。ただし、事前に文書により発注者の承諾を受けることとする。

14. 費用分担及び備品

(1) 発注者の費用負担

- ①光熱水費等（水道使用料・下水道使用料・電気使用料・ガス使用料）
 - ②施設の補修・修繕
 - ③濾過機及び流水起流ポンプ等機械類の調整後引き渡し及び開場期間中のメンテナンス
 - ④薬剤・濾材等の水質維持に必要な物品
 - ⑤救急薬品等の消耗品
 - ⑥放送器具等必要器材
 - ⑦清掃用具及び洗剤等消耗品
 - ⑧その他、受注者と協議の上決定した必要品
- ※備品一覧については別途添付

(2) 受注者の費用負担

- ①労務管理に係る一切の費用及び法定福利費等
- ②監視業務等に必要な統一された制服及びホイッスル等身の回りの備品
- ③トランシーバー等監視に必要な備品等
- ④事務等に係る消耗品
- ⑤その他、発注者と協議の上決定した必要品

15. 施設等の補修・修繕について

施設及び設備は、正常に保持し、適正・安全な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、修繕等が必要な場合、発注者に速やかに報告するものとする。

16. 協議

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の双方で協議を行い決定するものとする。

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、紀の川市（以下「甲」という。）が設置する電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項（平成15年7月1日改正「経済産業省令第80号」）の規定により「保安管理業務」を委託するに当たり、受託者（以下「乙」という。）が実施すべき必要事項を定める。

2. 業務名

紀の川市民公園テニスコート自家用電気工作物保安管理業務

3. 委託場所

事業所の名称：紀の川市民公園テニスコート

事業所の所在地：紀の川市上野354番地83

4. 委託期間

~~委託期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。~~

5. 対象設備

(1) 需要設備

ア. 設備容量 80kVA

イ. 受電電圧 6,600V

(2) 非常用予備発電装置

ア. 発電機定格容量及び出力 — kVA — kW

イ. 発電機定格電圧 — V

ウ. 原動機の種類

(3) 発電所

ア. 発電機定格容量及び出力 — kVA — kW

イ. 発電機定格電圧 — V

ウ. 原動機の種類

6. 乙の資格及び職務誠実義務

乙は、電気事業法施行規則第52条の2項に定める要件に適合するとともに、保安管理業務を誠実に行わなければならない。

7. 保安管理業務内容

甲の保安規程に基づき実施する乙の保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に、経済産業省令で定める電気設備技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行うこと。

(1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検及び試験の実施。

(2) 電気工作物の維持及び運用を適正に行うための定期的点検、測定及び試験の実施。

なお、点検の種類及び回数は、別表（巡視・点検・測定試験基準）のとおりとする。

(3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のため、とるべき措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検の実施。

なお、事故発生時の出動は休日、夜間に拘わらず行うものとし、これに伴う費用は乙の負担とする。

(4) 乙は甲の低圧電路の絶縁状態を常時監視するために常時監視装置を、乙の全額費用負担で設置し、警報発生時は24時間体制で対応し必要な措置を行う。ただし、常時監視装置を設置するために、大幅な設備変更を必要とする事業所は除く。

(5) 従業員（職員）に対する電気保安に関する安全教育を必要に応じて行うこと。

(6) 法令に定める官庁検査の立会い。

8. 受電設備保証保険

乙は、落雷、洪水、河川の氾濫など突発的な電気機器損壊事故に対し、受電設備保証保険制度に乙の負担において加入するものとする。なお、受電設備保証保険の対象機器は電力会社との責任分界点から受変電設備の低圧開閉器2次側側端子までの機器とする。

9. 立入場所

電気使用場所の設備について、甲の企業機密、衛生管理、環境保全、業務上の都合その他の理由で乙がその場所に立入できない場合の外観点検は、甲が乙より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を乙に通知するものとする。なお、その点検結果について乙が点検を行う必要があると認めるときは、甲は乙の立入について措置するものとする。

10. 損害賠償

乙は、保安管理業務を履行するに当たり、乙の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負うものとする。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りでない。

11. 大規模災害時の体制

乙は、大規模災害時等複数施設の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安管理業務を履行するために、適切な措置をとることができるよう体制をあらかじめ整備しておくこと。

12. 再委託の禁止

乙は、受託した保安管理業務を他に委託又は請負わせてはならない。

13. 資料の提出

乙は、この仕様書に記載されている各項目を遵守するために、事前に次に掲げる各資料を提出するものとする。

(1) 個人事業者

- ア. 資格証明書（電気主任技術者免状の写し）及び実務経歴証明書
- イ. 受託している事業場の需要設備、発電所容量並びに換算係数を乗じて得た値の一覧
- ウ. 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関
- エ. 緊急時の連絡方法及び連絡先
- オ. 受電設備保証制度の資料

(2) 法人

- ア. 電気事業法施行規則第52条の二第2号ニに規定される法人のマネジメントシステム
- イ. 保安管理業務を担当する事業所の保安管理業務に従事する者（以下「保安業務担当者」という。）の保安業務担当者別の受託軒数並びに換算係数を乗じて得た値の合計値一覧
- ウ. 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関
- エ. 緊急時の連絡方法及び連絡先
- オ. 受電設備保証保険制度の資料

14. その他

この仕様書に定めのない事項に関しては、甲乙協議の上、決定する。

令和2年度紀の川市民公園管理棟清掃業務仕様書

1. 業務年度及び番号

令和2年度 紀生スポ業第102号

2. 業務名称

紀の川市民公園管理棟清掃業務

3. 実施場所

紀の川市上野354番地83 紀の川市民公園管理棟

番号	清掃箇所	面積
1	塩化ビニール質床	112.35 m ²
2	塗床	63.75 m ²
3	木質系床	55.78 m ²
4	硬質系床	46.24 m ²
5	窓ガラス	132.14 m ²

別紙「清掃詳細図」参照

4. 業務期間及び実施日

契約日の翌日から令和3年3月31日までの間の休館日に実施することとし、あらかじめ施設管理担当者と協議の上、実施日を決定すること。

5. 業務内容

- (1) 塩化ビニール質床はポリッシャー洗浄及びワックス塗布作業（男子トイレ小便器下のセラミックタイルは除く）を行い、塗床、木質系床、硬質系床はブラッシング作業によるポリッシャー洗浄を行う。（床磨き機の届かない所は手作業による作業を行う事）
- (2) 窓ガラスは風除室南面・北面（自動ドア含む）、事務室南面、多目的スペース南面、中庭西面・南面・北面の内外を中性洗剤によるシャンパーで洗浄し専用スクイジーで水を切る。その後乾いた布で水残しがないように拭き取る。
- (3) 事務室南面及び多目的スペース南面の窓ガラスは高さが4.7mあるため、高所作業用の資機材を用意すること。

6. 使用資機材

- (1) 清掃に使用する資機材及び清掃洗剤等は、受注者の負担とし使用する資機材はあらかじめ施設管理担当者の承諾を受けるものとする。
- (2) 清掃作業に必要な施設の電気・水道等に係る費用は発注者の負担とするが、使用に当たっては必要最小限にとどめ、節約に努めること。
- (3) 清掃に使用した資機材は、当該業務完了後速やかに持ち帰ること。

7. 清掃業務の報告及び確認

受注者は清掃業務完了後に、作業状況を報告書に記載し、報告書を施設管理担当者に提出し、業務完了の承認を受けなければならない。

8. 注意事項

- (1) 業務上知り得たことについては、絶対に他に漏らさないものとする。
- (2) 清掃の実施に当たっては、必要以外の場所に立ち入り、またみだりに器具機器や書類等に手を触れる等必要以外の行為はしないものとする。
- (3) 作業の開始・終了時には、その旨を清掃部署に報告し、施錠、消灯等の必要な場所については確認をするものとする。
- (4) 現場責任者は、作業指導及び作業中における事故及び建物備品等の損傷防止等に注意させなければならない。
- (5) 作業終了後、作業に不十分な点があるときは、施設管理担当者の指示に従い、完全な清掃を行うものとする。

9. その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。

紀の川市民体育館機械警備業務委託仕様書

I、業務概要

1、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民公園管理棟
所在地	紀の川市上野354番地83
延床面積	516.03 m ²
階数	地上1階
構造	鉄骨造・RC造

2、業務の目的

警備対象物件における火災、盗難等を防止するとともに、違法・不当な行為を排除し、建物及び収容物品の安全確保を目的とする。

3、委託契約期間

本業務委託の対象期間は、以下の期間とする。

自：契約日～ 至：平成33年3月31日

ただし、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。(契約書にも明記すること。)

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応すること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

5、委託の取り扱い

受託者は、やむを得ず第三者に業務の一部を委託する場合の取り扱いは以下のとおりとする。なお、業務を一括して委託すること及び再委託については禁止とする。

- (1) 受託者は、あらかじめ、委託業務並びに委託理由を「委託に関する承認申請書」により、市の承認を受けること。業務の委託先は市の承認を受けた後に選定又は特定することとする。
- (2) 市は申請書に記載された委託業務を確認し、決定後、「委託に関する(不)承認通知書」により受託者にその結果を通知する。
- (3) 受託者は、第三者との業務委託契約締結後、業務委託契約書(仕様書を含む)の写しを市に提出すること。

Ⅱ、業務仕様

1、業務の概要

(1) 業務内容

- ア 火災・盗難等の異常事態の感知
- イ 異常等の覚知時における現地確認及び関係先への連絡・通報
- ウ 警備実施事項の報告

(2) 警備方法

機械警備によるものとする。

(3) 警備時間

施設が無人の状態となり、警備機械の作動を開始したときから作動解除までとする。

2、警備機械

(1) 警備機械の機能

警備業務用機械装置の機能は次に掲げるものとする。

- ア 施設のドア、ガラス等を破損及び開閉して侵入する者を感知する機能
- イ 火災の発生を検知する機能
- ウ 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- エ 非接触キー等により警備の開始、解除の操作を行う機能
- オ 基地局に異常等の信号を送信する機能
- カ 一般公衆回線の断線を監視する機能又は定時通報にて断線を確認できる機能

(2) 警備機械の設置

- ア 警備対象区域及び警備配線用空配管は、別紙図面のとおりに。
- イ 警備機械の初期設置及び業務期間終了後における撤去・原状復旧の費用については、受託者の負担とする。
- ウ 警備機械の設置に当たっては、機器の種類、数量及び配置場所を明記した図面を提出すること。
- エ 受託者は、警備機械の保守点検を適宜実施し、機能を正常に維持すること。
- オ 施設の電話回線を使用する場合の通信費用は市が負担する。なお、受託者の都合により専用回線を設置する場合、設置費用は受託者が負担することとし、通信にかかる費用については市が負担するものとする。なお、設置については、市・受託者協議の上、施工するものとする。

3、異常発生時の対応

- ア 盗難等の事故の発生その他異常を感知した場合は、警備員が施設に急行し、施設の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じて警察署、消防署及び緊急連絡者への通報、連絡、報告を行い、事故発生時における警備対象施設の秩序保持に努める。

- イ 警備装置が常に正常な機能を保持するよう管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに緊急連絡者に通報するものとする。
- ウ 警備装置の発報時にあっては、30分を限度とし、現場に急行すること。

4、その他

- ア 警備業務の円滑な遂行を期するために必要な細部事項については、両者協議の上別に定める。
- イ 受託者の管下職員が業務遂行中に被った損害は、それが市の責めに帰す場合を除き、市は一切の責任を負わない。
- ウ この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、紀の川市（以下「甲」という。）が設置する電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項（平成15年7月1日改正「経済産業省令第80号」）の規定により「保安管理業務」を委託するに当たり、受託者（以下「乙」という。）が実施すべき必要事項を定める。

2. 業務名

紀の川市民公園管理棟自家用電気工作物保安管理業務

3. 委託場所

事業所の名称：紀の川市民公園管理棟

事業所の所在地：紀の川市上野354番地83

4. 委託期間

~~委託期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。~~

5. 対象設備

需要設備

ア. 設備容量	125	kVA
イ. 最大電力	90	kW
ウ. 受電電圧	6,600	V

6. 乙の資格及び職務誠実義務

乙は、電気事業法施行規則第52条の2項に定める要件に適合するとともに、保安管理業務を誠実に行わなければならない。

7. 保安管理業務内容

甲の保安規程に基づき実施する乙の保安管理業務は次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告するとともに、経済産業省令で定める電気設備技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行うこと。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検及び試験の実施。
- (2) 電気工作物の維持及び運用を適正に行うための定期的点検、測定及び試験の実施。
なお、点検の種類及び回数は、別表（巡視・点検・測定試験基準）のとおりとする。
- (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のため、とるべき措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検の実施。
なお、事故発生時の出動は休日、夜間に拘わらず行うものとし、これに伴う費用は乙の負担とする。
- (4) 乙は甲の低圧電路の絶縁状態を常時監視するために常時監視装置を、乙の全額費用負担で設置し、警報発生時は24時間体制で対応し必要な措置を行う。ただし、常時監視装置を設置するために、大幅な設備変更を必要とする事業所は除く。
- (5) 従業員（職員）に対する電気保安に関する安全教育を必要に応じて行うこと。
- (6) 法令に定める官庁検査の立会い。

8. 受電設備保証保険

乙は、落雷、洪水、河川の氾濫など突発的な電気機器損壊事故に対し、受電設備保証保険制度に乙の負担において加入するものとする。なお、受電設備保証保険の対象機器は電力会社との責任分界点から受変電設備の低圧開閉器2次側側端子までの機器とする。

9. 立ち入り場所

電気使用場所の設備について、甲の企業機密、衛生管理、環境保全、業務上の都合その他の理由で乙がその場所に立入りできない場合の外観点検は、甲が乙より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を乙に通知するものとする。なお、その点検結果について乙が点検を行う必要があると認めるときは、甲は乙の立ち入りについて措置するものとする。

10. 損害賠償

乙は、保安管理業務を履行するに当たり、乙の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負うものとする。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りでない。

11. 大規模災害時の体制

乙は、大規模災害時等複数施設の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安管理業務を履行するために、適切な措置をとることができるよう体制をあらかじめ整備しておくこと。

12. 再委託の禁止

乙は、受託した保安管理業務を他に委託又は請負わせてはならない。

13. 資料の提出

乙は、この仕様書に記載されている各項目を遵守するために、事前に次に掲げる各資料を提出するものとする。

(1) 個人事業者

- ア. 資格証明書（電気主任技術者免状の写し）及び実務経歴証明書
- イ. 受託している事業場の需要設備、発電所容量並びに換算係数を乗じて得た値の一覧
- ウ. 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関
- エ. 緊急時の連絡方法及び連絡先
- オ. 受電設備保証制度の資料

(2) 法人

- ア. 電気事業法施行規則第 52 条の二第 2 号ニに規定される法人のマネジメントシステム
- イ. 保安管理業務を担当する事業所の保安管理業務に従事する者（以下「保安業務担当者」という。）の保安業務担当者別の受託軒数並びに換算係数を乗じて得た値の合計値一覧
- ウ. 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関
- エ. 緊急時の連絡方法及び連絡先
- オ. 受電設備保証保険制度の資料

14. その他

この仕様書に定めのない事項に関しては、甲乙協議の上、決定する。

紀の川市民公園管理棟冷凍機・空調機保守点検業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民公園管理棟冷凍機・空調機保守点検業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称	紀の川市民公園管理棟
所在地	紀の川市上野 354 番地 83
延床面積	355.48 m ²
階数	地上 1 階
構造	鉄骨造

~~3、委託契約期間~~

~~契約日の翌日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで~~

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

(なお、本市民公園プール管理棟は特定建築物には該当しないが、建築物環境衛生管理基準に準じ、本業務を実施する。)

5、業務内容

空調設備機器が正常に作動するよう管理・点検を行う。

- ・ 定期保守点検作業
- ・ 整備作業

(1) 定期点検作業

ア、ビル用マルチ室外機 (年 1 回、ファンのみ年 2 回)

- ① 電流、電圧の測定及び電気関係絶縁測定
- ② 油漏れ、水漏れ有無のチェック
- ③ 運転音、振動のチェック
- ④ 運転状態の良否判定
- ⑤ 各部ネジの増し締め
- ⑥ 錆発生ネジ、ビス類の交換及び腐食の度合いの点検
- ⑦ 熱交換器の汚れ及び腐食の度合い点検

イ、設備用エアコン（年1回、ファンのみ年2回）

- ① 電流、電圧の測定及び電気関係絶縁測定
- ② 油漏れ、水漏れ有無のチェック
- ③ 運転音、振動のチェック
- ④ 保護装置の作動及び外観点検
- ⑤ 運転状態の良否判定
- ⑥ 各部ネジの増し締め
- ⑦ 錆発生ネジ、ビス類の交換及び錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑧ 熱交換器の汚れ及び腐食の度合いの点検

(2) 整備作業

ア、通常整備作業

- ① 熱交換器の洗浄作業
- ② 消耗部分の交換・調整修復作業
- ③ 故障発生時の軽度修復作業
- ④ 消耗、疲労等により障害発生が予測される箇所の軽度調整修復
- ⑤ 正常運転する為の冷媒、油の補充
- ⑥ ダクト吹出口、吸込口清掃
- ⑦ エアフィルター・空冷エアコン吹出口清掃

紀の川市民公園管理棟消防設備点検業務仕様書

1、業務委託名

紀の川市民公園管理棟消防設備点検業務

2、対象施設の名称と施設概要

施設名称 紀の川市民公園管理棟
所在地 紀の川市上野 354 番地 83
敷地面積 13569.27 m²
建築面積 538.03 m²
延床面積 516.03 m² (管理棟 355.48 m²・プール棟 160.55 m²)
階数 平屋
構造 鉄骨・RC 造

3、委託契約期間

契約日の翌日から令和3年3月31日まで

4、法令等の遵守

業務に関連する各種関係法令、条例、規則等並びに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例規則等の制定、改正があった場合は、管理上適用する法令等を遵守すること。

(なお、本施設は特定建築物には該当しないが、建築物環境衛生管理基準に準じ、本業務を実施する。)

5、業務内容

消防総合点検	年 1 回とする。
消防機器点検	年 2 回とする。

・対象

消火器 蓄圧式 5 本

誘導灯 B 級 1 台

・点検内容

消火器 設置状況の確認

使用期限の確認

点検済証の貼付

誘導灯 目視確認：ランプの点灯、本体などの汚れ確認、 充電モニタの確認。

性能試験：非常点灯に切替後、20 分後に点灯しているかの確認。